

令和5年第7回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 5 年 7 月 1 4 日（金） 午後 4 時 3 0 分 開会 午後 4 時 5 5 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	永井 恒 会長			
出席委員 （ 2 2 名）	委員	鵜 飼 重 光	水 野 安 喜	
		板 橋 茂 晴	安 田 清 和	
		渡 邊 美 孝	永 井 恒	
		大 山 理 晴	勝 股 増 夫	
		伊 藤 征 史	鈴 木 録 郎	
		奥 村 正 子	足 立 正 之	
		日比野 由美子	土 屋 敏 子	
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	加 納 富 雄	
		伊 藤 道 子	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃	
		櫻 井 公 紀	有 我 俊 春	
渡 邊 俊 美				
欠席委員 （ 0 名）				
事務局	局 長 工 藤 嘉 高 局長補佐 森 本 英 樹 主 査 日比野 有 真 農林課 青 柳 慧一郎			
付議事項 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議第 4 号 非農地証明申請について 議第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について 議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について 付議の内容については別添のとおり				

永井会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第7回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、奥村 正子委員と有我 俊春委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

大山 理晴委員、説明をお願いします。

大山委員

去る7月11日に、板橋 茂晴委員、櫻井 公紀委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、畑が4筆で、面積1,835㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから4ページになります。

3条-14

(議案書の内容を説明)

相続人不在の農地を売却するものです。

次に、3条-15

(議案書の内容を説明)

相続人不在の農地を売却するものです。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

大山 理晴委員、議第2号の説明をお願いします。

大山委員

農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、田が1筆で、合計面積425㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の5ページから7ページになります。

4条ー6

(議案書の内容を説明)

周辺の状況は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれた、都市計画で近隣商業地域に指定されている第3種農地で、隣地への影響がないよう対策が講じられておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

以上、議第2号に係る説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

大山 理晴委員、議第3号の説明をお願いします。

大山委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。
内容といたしましては、田が4筆、畑が4筆で、合計面積3,442㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

8ページから18ページをご覧ください。

まずは、10ページ、11ページをご覧ください。

5条—33

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、山林に囲まれた、第2種農地で、周辺農地への影響はないので、転用に対し問題ないものと考えます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いします。

5条-34、—35

(議案書の内容を説明)

同一申請人で、使用貸借と売買案件です。併せて、751.25㎡と一般個人住宅としては、面積が大きいです。理由書が付けられており、内容としては、分筆後の農地での耕作も考慮して、分筆を行うとのこと。

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれた第2種農地ですが、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

5条—36

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、農地に囲まれた第2種農地ですが、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いします。

5条-37

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれている第3種農地で、隣地への影響がないので、転用に対し問題ないものと考えます。

続きまして、12ページ、18ページをご覧ください。

5条-38

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、農地、宅地に囲まれている第2種農地です。宅地の接道要件を満たすため、幅員6m道路を分筆・築造し、市に寄附をすることとなっております。一連の造成による隣地への影響はないので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。
大山 理晴委員、議第4号の説明をお願いします。

大山委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、田が2筆、畑が2筆で、面積5,549㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第４号「非農地証明申請について」、説明させていただきます。

議案集の３ページ、１９ページをお願いします。

（議案書の内容を説明）

２０ページから２２ページをご覧ください。当該地は、平成１５年頃から耕作放棄され、山林原野化している状況ですので、非農地として扱うことが適当と思われます。

以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見無し）

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第４号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第４号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第５号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第５号「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

２３ページから２４ページをご覧ください。

借受人が、１筆の利用集積を行うもので、場所は、２４ページをご参照ください。

以上、議第５号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ではこれより議第５号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり決定いたします。
次に、議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題といたします。
農林課、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、ご説明申し上げます。
25ページから31ページをご覧ください。
日吉機械化営農組合が、農地中間管理機構を通じ、9筆の利用集積を行うもので、場所は、27ページから31ページをご参照ください。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号は、**計画に**「異議はない。」と決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員